

議第 1518号

金沢都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・3・11 号専光寺野田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形	造式	車の線数	幅員	
幹線街路	3・3・11	専光寺野田線	金沢市寺町の専光寺	金沢市野田町のイの部	金沢市松島町増泉町野町2丁目十一屋町	約 11,490 m	地表式	4 車線	25m	北陸自動車道と立体交差 自動車専用道路大河端松任線と立体交差 幹線街路森本野々市線、鈴見新庄線と立体交差 JR 北陸本線と立体交差 幹線街路と平面交差 13箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 3,080m					
			4 車線			約 8,410m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・11号専光寺野田線は、主要幹線である金沢外環状道路である山側環状と海側幹線を東西に連絡する幹線道路であり、金沢市街地の内環状道路としての機能も有している。

今回、寺町5丁目地内の蛤坂交差点から寺町4丁目地内までの約650m区間周辺で「伝統的建造物群保存地区」が指定されることに併せて、沿道のまちなみ保存を図る必要があることから、車道については道路区分の変更を、歩道については無電柱化等により安全確保に努めることにより、都市計画幅員の縮小を行うものである。